

旭福第 1732 号
令和 7 年 2 月 18 日

旭区地区連合自治会町内会長
旭区自治会町内会長
各位

旭区福祉保健課長
戸矢崎 悦子

民生委員・児童委員及び主任児童委員の令和 7 年一斉改選 及び負担軽減・活動支援策の取組状況について

立春の候 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃から旭区福祉行政にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、民生委員・児童委員は自治会町内会（主任児童委員は地区連合自治会町内会）の推薦準備会からご推薦いただき、厚生労働大臣から委嘱され、福祉活動に尽力いただいています。

民生委員の任期は民生委員法で 3 年と定められており、令和 7 年 11 月 30 日をもって現在の任期が満了し、それに伴い令和 7 年 12 月 1 日付で一斉改選が行われます。

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦については、5 月の区連会でご依頼予定ですが、事前に推薦事務の留意事項について、**別紙 1** のとおり情報提供いたします。

また、**別紙 2** のとおり、令和 7 年 7 月 1 日付で欠員補充等が行われます。現在、民生委員・児童委員及び主任児童委員が欠員の自治会町内会及び地区連合自治会町内会におかれましては、今後、個別に推薦書類を郵送させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

一斉改選に向けては、横浜市全体で負担軽減・活動支援策について検討や取組を進めています。令和 6 年 2 月の区連会にて、具体的な取組をご報告したところですが、一斉改選を控えた現在の全市における取組状況を**別紙 3**にて、あらためてご報告いたします。

【添付資料】

別紙 1（2～4 ページ）一斉改選に係る推薦事務の留意事項

別紙 2（5～16 ページ）令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について（市連会資料）

別紙 3（17～19 ページ）民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について（市連会資料）

【問い合わせ先】

旭区福祉保健課 高森、國枝

電話：954-6101

Mail：as-minjikyo@city.yokohama.lg.jp

一斉改選に係る推薦事務の留意事項

1 今回の一斉改選からの主な変更点

(1) 再任委員の年齢要件について、原則74歳までの者だが、選出が困難な場合は特例として、1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。

※特例の条件については16ページ参照

(2) 全ての候補者が再任の場合、自治会町内会等の代表及び地区民児協の代表の同意があれば、地区推薦準備会の開催を省略することができる。

※上記(1)の特例の場合は省略不可

2 自治会町内会（地区連自治会町内会）推薦事務の主な流れ

(1) 推薦候補者の人選（5月下旬）

推薦関係書類一式（履歴書・会議録・推薦人選出報告書）、記入方法、説明資料を区から自治会町内会及び地区連自治会町内会に送付します。

(2) 候補者へ履歴書の作成を依頼（5月下旬以降）

(3) 推薦準備会の推薦人を選出し、推薦人選出報告書を作成

(4) 推薦準備会の開催日及び会場を決定し、推薦人に開催案内を送付

(5) 推薦準備会の開催（開催条件の確認・審議等、会議録を作成）

(6) 提出書類（履歴書・会議録・推薦人選出報告書）を区役所へ提出

書類審査を円滑に行うため、締切を2回に分けています。推薦関係書類一式をご用意できましたら、第1回締切（7月15日）提出にご協力をお願いします。

3 推薦のスケジュール

2月～	市連会協力依頼、区連会協力依頼(2月18日) 各自治会町内会で、推薦候補者の人選に着手をお願いします
5月	上旬 市連会協力依頼 中旬 区連会協力依頼 下旬 区役所から自治会町内会（地区連自治会町内会）へ推薦を依頼（推薦関係書類発送）
6月	自治会町内会対象推薦事務説明会（旭区HP上に同内容の説明動画を配信） (第1回：6月4日（水）午後7時～ @旭公会堂) (第2回：6月7日（土）午前10時～ @旭区役所新館2階 大会議室)
7月	連合・地区推薦準備会開催 区役所 第1回締切 7月15日（火）
8月	区役所 第2回締切 8月15日（金） 区役所から市推薦会へ候補者を内申
9月	
10月	市推薦会、市審査会開催
11月	厚生労働大臣へ推薦
12月	12月1日付委嘱、委嘱状交付式（日時・会場決定後、改めてご連絡します）

4 推薦事務のポイント

- (1) 候補者の推薦にあたっては、地区民生委員児童委員協議会会長等や地域ケアプラザとも相談するなど、ぜひ地域での連携を密に図っていただきますようお願いいたします。
- (2) 4月から6月頃は、各自治会町内会長（各地区連合自治会町内会長）が交代される場合があります。その際は、推薦事務（書類等含）について確実な引継ぎをしていただきますようお願いいたします。
- (3) 自治会町内会長等を対象に、推薦事務説明会を次のとおり予定しております。任意となりますが、ご都合の良い日程に参加していただきますようお願い申し上げます。

日時：2025年6月4日（水）午後 7時～ （第1回）

2025年6月7日（土）午前10時～ （第2回）

会場：旭公会堂（第1回）、旭区役所新館2階大会議室（第2回）

※各回、同様の内容です。第1回と第2回で会場が異なります。

※旭区ホームページ上にも、推薦事務を説明した同内容の動画を配信予定です。

5 今回の一斉改選による委嘱の任期

令和7年12月1日から令和10年11月30日まで（3年間）

6 年齢要件について

民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦候補者には年齢要件があります。ご推薦の際には十分ご注意ください。また、現任の民生委員・児童委員及び主任児童委員に再任の意思がある場合でも、必ず年齢要件を満たしていることを確認してください。

やむを得ずご勇退される場合は、他の候補者を推薦してください。

(1) 民生委員・児童委員

年齢は、委嘱日の属する年度（令和7年）の4月1日を基準日とする。

新任	原則68歳（昭和31年4月2日以降に生まれた方）まで ※候補者の選出が困難な場合、 74歳（昭和25年4月2日以降に生まれた方）まで
再任・元職	原則74歳（昭和25年4月2日以降に生まれた方）まで ※候補者の選出が困難な場合、1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とする事ができる。（条件あり） 【条件】 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。

(2) 主任児童委員

年齢は、委嘱日の属する年度（令和7年）の4月1日を基準日とする。

新任	原則54歳（昭和45年4月2日以降に生まれた方）まで ※候補者の選出が困難な場合、 58歳（昭和41年4月2日以降に生まれた方）まで
再任・元職	原則60歳（昭和39年4月2日以降に生まれた方）まで ※候補者の選出が困難な場合、 64歳（昭和35年4月2日以降に生まれた方）まで

7 推薦準備会について

(1) 推薦準備会の開催要否について

全ての候補者が再任の場合、自治会町内会等の代表及び地区民児協の代表の同意があれば、地区推薦準備会の開催を省略することができます。

(2) 推薦準備会の推薦人の選出について（5人～10人以内で構成）

- (1) 自治会町内会（地区連合自治会町内会）の代表（必須）
- (2) 地区民生委員児童委員協議会の代表（必須）
- (3) 保健活動推進員
- (4) PTA
- (5) スポーツ推進委員
- (6) 青少年指導員
- (7) 老人クラブ
- (8) 女性組織
- (9) その他（ボランティアグループ、子育てグループ、地域ケアプラザ職員等）

8 活動費及び横浜市民生委員児童委員協議会会費について

(1) 活動費

民生委員活動に伴う実費弁償（電話代、交通費等）として横浜市が活動費を支給しています。（「横浜市民生委員・児童委員活動費支給要綱」）

70,200円／年（5,850円／月）（令和6年度実績：6月、2月支給）

※一般民生委員、一般主任児童委員の場合

(2) 横浜市民生委員児童委員協議会会費

横浜市民生委員児童委員は、横浜市民生委員児童委員協議会（以下、「市民児協」）の会員となり、市民児協会費をご負担いただいております。（「横浜市民生委員児童委員協議会会則」）

7,500円／年（令和6年度実績：6月納入）

主な会費の内訳…市民児協互助事業会費、全国互助共励会費、市民児協会費、全国民生委員児童委員連合会会費、市社協会費等

令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 7 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、本年は 3 年に 1 度の一斉改選を行う年であり、12 月 1 日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5 月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
推薦準備会の開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。			

＜裏面あり＞

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

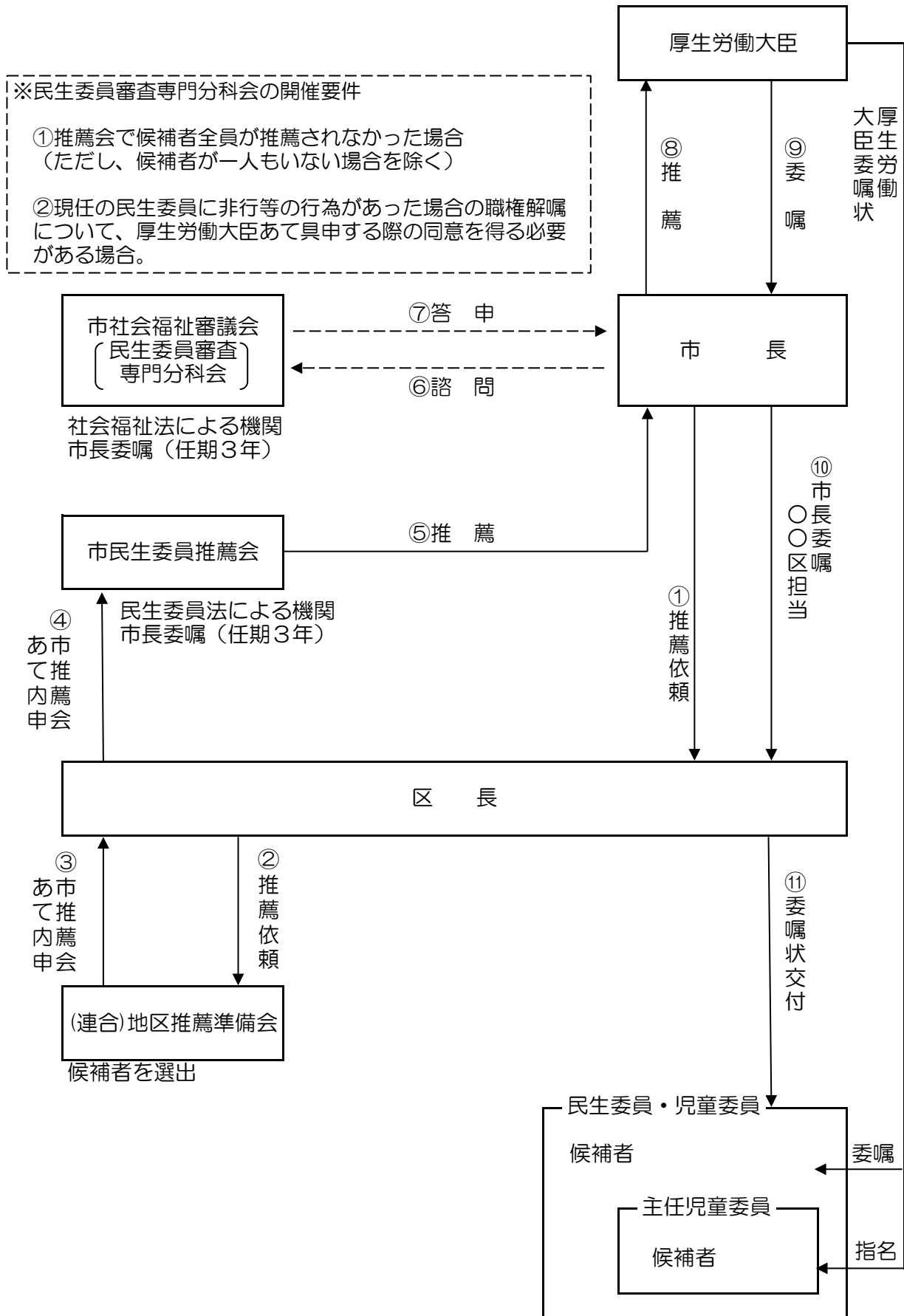
- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和6年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 参考 令和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期…令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	市連会協力依頼 区連会協力依頼
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		市推薦会、市審査会開催
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 7 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 7,500 円 （令和6年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

※令和7年7月1日付欠員補充の要件です

資料4

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 </div>	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日		
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	3年 令和7年(2025)年11月30日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

	民生委員・児童委員			主任児童委員			合計					
	定数	現員数		定数	現員数		定数	現員数				
		男	女		計	男		女	計	男	女	計
計	4,214	886	3,037	3,923	530	22	459	481	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	106	146	24	0	13	13	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 見守り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間 7,500 円(令和6年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当:旭区役所福祉保健課福祉保健係 連絡先:045-954-6101

民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

現行	変更後
<p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p>	<p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。<u>ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p><u>【条件】</u> 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。</p> <p>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある</p> <p><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>

なお、主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用となりますのでご留意ください。

また、特例による再任の場合、推薦事務の改善における「地区推薦準備会の省略可能」には該当しません。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくなるための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メ ール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)		
負担軽減・活動支援 業務量の軽減 ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ	業務の見直し・効率化	・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7	1	R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施	
		・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討	国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)	R6	2	生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1~)	
		・報告書類のデジタル化 (アプリ化)	モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開	R7	3	・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開	
		・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化	モデル地区で導入、全区展開	R7	4	・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定 ・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始	
	負担感の軽減 ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない	補助人員を導入する	・協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7	5	R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施 ・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定 ・協力員制度については引き続き検討
			・出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	R6	6	一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7~)
		活動のサポート強化	・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施	R7	7	市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定
			・夜間休日のサポート方法の検討	区役所閉庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討	今後取組予定	8	一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中
		地区民児協の運営支援	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実	R7	9	・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定
			・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討	今後取組予定	10	検討中
		地域との連携によるサポート強化	・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開	R7	11	・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中
			・活動費の増額	活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円	R6	12	実施済
	活動費等の見直し	・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討	会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討	今後取組予定	13	検討中	
		活動と生活の明確な線引き	・民生委員の活動に関する広報の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実	R6	14	「深夜・早朝の訪問や連絡はご遠慮ください」と記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で、配付開始済み)。今後、各区でも活用予定
	・通信手段の検討		業務用携帯電話の導入などの検討	今後取組予定	15	検討中	

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)	
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16	・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	17	「民生委員のできること・できないこと」を具体例を入れてわかりやすく記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18	検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同様の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19	R7一斉改選に向けて要綱改正作業中
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	20	同上
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21	「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。